

(別紙)

項目 (削除された規制)	見直し方針
第三者販売の禁止	<p>卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に届出があった者とする。</p> <p>災害等の対応は現行内容を維持する。</p> <p>せりに参加できる者の承認制度を導入する。</p>
商物一致の原則	<p>卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、公平・公正な取引機会が確保されるよう十分な場内物量の確保をした上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。</p> <p>ただし、開設者に対して市場外にある物品の卸売の毎月の実績を報告し、売上高割使用料を支払わなければならない。</p>
直荷引きの禁止	<p>仲卸業者は、市場内の卸売業者からの仕入を基本とするが、所属する部の卸売業者以外から仕入れることもできる。</p> <p>ただし、買付のみとし、開設者に対し仕入高割使用料を支払わなければならない。</p>
セリ物品	<p>1号と2号を統合し「販売予定数量のすべて、若しくは一定の数量または一定の割合をせり売りする物品」とそれ以外の2区分とする。</p> <p>せりに参加できる者の承認制度を導入する。</p>
部類及び取扱品目	<p>改正卸売市場法では「部」の規定が削除されたが、改正条例では「部」の規定を存続させる。</p> <p>青果部の取扱品目を拡大し、その他の食料品を「加工食料品」「飲料（アルコール飲料を除く）」とする。</p> <p>花きは取扱品目とはしない。</p>
自己買受の禁止	<p>法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。</p>
市場外販売の禁止	<p>法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。</p>
決済条件	<p>現行規定を維持する。</p>